

事務事業マネジメントシート（20年度実績と21年度計画）

21年度予算編成後平成 21 年 3 月 26 日作成  
20年度決算把握後平成 21 年 5 月 20 日作成

事務事業名		公有地拡大関係事務				<input type="checkbox"/> マニフェスト関連 <input type="checkbox"/> 全庁横断課題関連 <input type="checkbox"/> 集中改革プラン関連								
総合計画体系	政策	4	みんな元気で笑顔あふれるまちづくり			所属部	総務企画部	課長名	濱田 善也					
	施策	24	行財政改革の推進			所属課	企画財政課	担当者名	上村 祐一郎					
	基本事業	90	公有財産の管理運営			所属班	政策企画班	(内線)	1244					
法令根拠		公有地の拡大の推進に関する法律 公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る合志市事務処理要領												
予算科目	会計	1	款	2	項	1	目	11	事業連番	-	<input type="checkbox"/> 20年度で終了 <input type="checkbox"/> 21年度から開始	成果優先度評価結果	12	
												コスト削減優先度評価結果	6	
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返(開始年度		18		年度)		<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (				～		年度)	
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)														
【事業の内容】 公有地の拡大の推進に関する法律(以下「公拡法」)に基づく公共用地の先買い(申出・届出)制度に関し、熊本県からの移譲により、買取り協議団体の決定に関する事務を市で行うものである。この制度の活用により、申出・届出を行った地権者への譲渡所得の課税の特例を図ることによって、公有地の拡大の推進に資する事業である。 【業務の流れ】 提出予定の申出案件等について、市(用地取得担当課)が取得価格の適正性を確認(建設課)した後、市(企画財政課)に申出又は届出を行う。市(企画財政課)は、公拡法による要件を確認し、他の関係機関等(熊本県)へ買取り希望の照会を行い、買取り協議団体を『合志市』に決定し、用地取得担当課と地権者へ通知する。用地取得担当課は、決定通知を付して税務署に「譲渡所得等の課税の特例の適用に関する確認」の協議を行い、確認後、地権者との用地売買契約、用地取得となる。【主な予算費目】なし														

1 現状把握の部(DO, PLAN)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動) 20年度実績(20年度に行った主な活動)(DO) 公拡法に基づく用地取得事務として、「弁天山公園整備事業(都市計画課)」の1件があり、申出の受理、買取希望照会(県へ)、決定事務を行ない、用地の取得ができた。	21年度計画(21年度に計画している主な活動)(PLAN) 予定されている案件はないが、申出及び届出に備えて対応していく。
② 対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等 市が公有地として買い取りをしようとする用地	⑤活動指標(事務事業の活動量を表す指標)=①の指標 (単位) ア 公拡法に基づく事務件数 → イ
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか) 公有地拡大法の適用を受けられる。	⑥対象指標(対象の大きさを表す指標)=②の指標 (単位) ア 市が公拡法に基づき用地取得しようとする事業件数 → イ
④ 上位の目的(さらにどんな目的に結び付けるのか) 目的に沿って適性に管理され、有効に活用されている。	⑦成果指標(意図の達成度を表す指標)=③の指標 (単位) ア 公拡法の手続により取得された用地件数 → イ
	⑧上位成果指標(上位目的の達成度を表す指標)=④の指標 (単位) ア 普通財産(土地)のうち売却等の処分をした面積の割合 → イ

(2) 総事業費・指標等の推移

		単位	18年度 実績(決算)	19年度 実績(決算)	20年度 目標(当初予算)	20年度 実績(決算)	21年度 目標(当初予算)	22年度 (目標)	23年度 (予定)	全体計画 ～ 年度	
投入量	事業内訳	国庫支出金	千円							総 ト ー タ ル コ ス ト  (期間 限定 複数 年度 のみ 記載)  22 年度	
		都道府県支出金	千円								
		地方債	千円								
		その他	千円								
		繰入金	千円								
	(A) 事業費計		千円	0	0	0	0	0	0		0
	うち指定経費		千円								
	うち時間外、特殊勤務手当		千円								
	人件費	正規職員従事人数	人	3	2	2	2	2	2		2
		延べ業務時間	時間	24	22	22	22	22	22		22
(B)人件費計		千円	95	88	88	88	88	88	88		
トータルコスト(A)+(B)		千円	95	88	88	88	88	88	88	0	
活動指標	ア イ	件	4	2	1	1	2	2	2	2	
対象指標	ア イ	件	4	2	1	1	2	2	2	2	
成果指標	ア イ	件	3	2	1	1	2	2	2	2	
上位成果指標	ア イ	%	0	0	0	0	10	10		10	

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

- ① この事務事業を開始したきっかけは何か?いつ頃どんな経緯で開始されたのか?  
公拡法の施行により、第4条、第5条に基づき、土地所有者からの買取りの届出・申出に対し、市町村が買取りを希望する場合に、県に対して買取りの希望の旨を達し、県が公に縦覧し買取り者が他になく、本市との用地買取り事務を特定することによって用地を取得し、土地所有者に課される譲渡所得への課税に対して
- ② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか?  
公拡法(第4条、第5条)の趣旨は、土地所有者からの買取りの届出・申出に対し市町村長を通じ、市町村が買取りを希望する場合に、県に対して買取りの希望の旨を達し、県が公に縦覧し買取り者が他になく、本市との用地買取り事務を特定することによって用地を取得し、土地所有者に課される譲渡所得への課税に対して15,000千円までの免除の特例措置を講じることによって、公有地拡大の推進に寄与する制度である。地方分権の進展、市町村合併による市政施行などから、平成20年4月1日より、熊本県が行なってきた決定権者としての事務が市町村に移譲された。市のレベルで買取り協議団体を決定できることとなり、それに伴う適正買取価格であるかの判断など、責任も増すことになる。
- ③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?  
特に寄せられていない。

事務事業名	公有地拡大関係事務	所属部	総務企画部	所属課	企画財政課
-------	-----------	-----	-------	-----	-------

2 評価の部(SEE) \*原則は20年度の後評価、ただし複数年度事業は20年度における途中評価

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】⇒ ⇒3評価結果の総括(SEE)に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ⇒【理由】 土地所有者(申出者)に譲渡所得等の課税の特例措置のための事務が適正に行われ、公拡法の趣旨に基づく有用な公共用地の取得がなされ、公有財産の有効な活用につながり、結びついている。
	②公共関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】⇒ ⇒3評価結果の総括(SEE)に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【理由】 法令及び県からの権限移譲に基づき、市が土地の買取希望団体を決定する事務であり、公的な関与は妥当である。
	③対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】⇒ ⇒3評価結果の総括(SEE)に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 適切である ⇒【理由】 対象を、市が公有地として買い取りをしようとする用地としており、届出による土地も考えられるが事例はなく、公有地として取得を予定している用地に限定される。意図は、それが公拡法の要件に合致し、法の適用が受けられることであり、対象・意図とも適切である。
有効性 評価	④成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	<input type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】⇒ ⇒3評価結果の総括(SEE)に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】 届出は法的な義務、申出に対しては、適正な事務処理が円滑にすむことが成果であり、積極的な事務の拡大や成果の向上を求めるものではなく、事務処理を滞りなくすすめることができる状況を維持するものであり、向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【理由】⇒ 21年度計画(21年度に計画している主な活動)(PLAN) <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】 公拡法に基づく事務であり、法が存続する以上、事務の廃止はできず、影響は大きい。
	⑥類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	<input type="checkbox"/> 他に手段がある ⇒(具体的な手段、事務事業) <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができる ⇒【理由】⇒ ⇒3評価結果の総括(SEE)に反映 <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 県からの権限及び事務の移譲に伴い、内部事務においても用地取得担当課と公拡法決定主管課の事務処理フローが確立されており、他に手段はない。 <input checked="" type="checkbox"/> 他に手段がない ⇒【理由】
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】⇒ ⇒3評価結果の総括(SEE)に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 特に事業費の発生はない。
	⑧人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】⇒ ⇒3評価結果の総括(SEE)に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 権限及び事務移譲に伴い、用地取得担当課の業務は目的に応じた事務事業で行い、用地単価の適正性を確認する業務は建設課、申出・届出に係る一連の業務は企画財政課が取り扱うが、この事務による関係機関とのやり取りに要する時間は同じである。決定事務の追加、及び案件数にもよるため、人件費の削減はできない。
公平性 評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】⇒ ⇒3評価結果の総括(SEE)に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】 市が公共的な利用をするために取得しようとする用地を対象(申出・届出)としており、市が多方面からの検証を行い選定を行ったうえですすめる事務であり、公平・公正である。

3 評価結果の総括(SEE)

(1) 1次評価者としての評価結果	(2) 全体総括(振り返り、反省点)
① 目的妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ② 有効性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ③ 効率性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ④ 公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり	全て適切に執行

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(PLAN)

(1) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的再設定 <input type="checkbox"/> 事業統廃合・連携 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善(有効性改善) <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善(効率性改善) <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善(公平性改善) <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) 平成19年度で事務のやり方を改善(用地取得担当課で全ての進達、協議事務)を行い、平成20年4月1日から熊本県より事務、権限が移譲された。 公拡法の趣旨に基づき、事務が粛々と執行できることが成果であり、現状を維持していく。	(2) 改革・改善による期待成果(廃止・休止の場合は記入不要)																								
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>低下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上		○		維持					低下			
		コスト																							
		削減	維持	増加																					
成果	向上		○																						
	維持																								
	低下																								

(3) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策

権限及び事務の移譲により、公拡法の届出・申出に対する決定権者として、市の責任が大きくなり、公共用地を取得しようとする際、市自らが、公有地の買取協議団体の決定を行うことに対し、公平性・公正性が求められるとともに、適正な買取価格の算定など、説明責任も重要になる。(適正価格の判断、公共用地としての事業の必然性の判断、他の買取希望団体との関係照会など)

5 事務事業貢献度評価結果(施策の統括課長の総括)

(1) 目的の直結度	9	( 直結度高い 1~3 直結度中 4~6 直結度低い 7~9 )
(2) 貢献度	12	( 貢献度高い 1~3 貢献度中 4~9 貢献度低い 10~12 )